

意見募集案件	下水道使用料の基本水量制廃止について
担当課	水道部経営管理課 電話 011-372-3311 内線 4302

意見募集期間	令和4年10月1日(土) から 令和4年11月1日(火) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(経営管理課)及び各出張所 エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島10月1日号(概要のみ)
意見の提出方法	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
・提出先	水道部経営管理課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 内線 4302 ファクシミリ 011-376-9147 電子メールアドレス: keiei@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和4年11月下旬頃 提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 一定の水量までを同一料金とする基本水量制(本市の場合は10 ³ m ³ まで1,000円(税抜き))については、少子高齢化の進行や単身世帯の増加などにより基本水量以下の使用者の割合が高くなってきており、令和3年度(2021年度)では36.1%となっている。 0 ³ m ³ でも10 ³ m ³ でも使用料が変わらないことへの不公平感があることや節水努力が報われないなど基本水量制のあり方が課題となっており、受益と負担の適正化が求められていることから、基本水量を廃止し、基本料金を引き下げるとともに1 ³ m ³ から10 ³ m ³ までの水量区分に新たに従量料金を設定するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「パブリックコメント資料1及び資料2」のとおり (3) その案の根拠となる法令の規定 下水道法 (使用料) 第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。 2～3 (略)

	<p>北広島市下水道条例</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第 12 条 管理者は、公共下水道の使用について使用月ごとに使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第 13 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「汚水量」という。)に応じ、別表第 1 に定めるところにより算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>1 か月当たりの下水道使用量が 9 m³以下の使用者は下水道使用量が月 22～220 円安くなる。</p>
<p>対象となる政策等の原案</p>	<p>別添「パブリックコメント資料 1 及び資料 2」のとおり</p>
<p>その他</p>	<p>寄せられた意見を参考に基本料金と従量料金を設定します。</p>